

ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（UPP事業）及び GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業（GX_UPP事業）FAQ集

2025年11月版

1. UPP事業/GX_UPP事業全般について
2. 支援対象者、対象分野、RFI等について
3. 事業期間、NEDO負担率、補助金額上限等について
4. 株主構成（出資の時期・状況）、その他の支援者等について
5. 経費計上に関する留意事項等について
 - (1) 資金計画について
 - (2) 機械装置費等について
 - (3) 労務費について
 - (4) 委託・共同研究費について
 - (5) 特許出願、ルールメイキング等に係る経費について
 - (6) 経費その他
6. その他

ご質問内容	回答
1. UPP/GX_UPP事業全般について	
1回の公募あたりの採択予算額、採択数の目安はありますか。	公募ごとの採択数の目安は設定していませんが、公募要領の「2. 事業概要(6)事業規模」に記載の予算額の範囲内で採択を予定しています。
2025年度の予算がありますが、こちらの予算の最後の公募は第何回になるでしょうか（今年度に限らず、公募が公開された日が属する年度の予算が使われる、と考えればいいのでしょうか）	いずれの事業においても今年度予算を目安として示しています。最後の公募がいつのタイミングとなるかや、各回でいくら採択されるかは提案状況によります。
当該事業において一度不採択になった場合でも、再度応募することは可能ですか。	可能です。
応募して不採択になった場合に、その理由等は提示されますか。	本事業は不採択の場合には、不採択理由を付した不採択通知を発出することになります。また、別途オンラインでのフィードバック等も実施しますので、希望される場合はUPP事務局のメールアドレス(upp@nedo.go.jp)にご連絡ください。
今年度の公募回の公募期間や採択決定日は決まっていますか。	今回の公募のスケジュールについては、公募HPにある「公募に係る日程一覧」をご確認ください。
NEP事業やDTSU、GX事業と同じ事業計画での並行申請は可能ですか。	応募いただくことは可能です。なお、事業の趣旨が異なりますので、実施内容に応じて適切な事業への応募を検討ください。
現在、NEP事業やDTSU、GX事業を実施中ですが、異なる提案内容でUPP事業を同時に実施することは可能ですか？	同時に実施可能ですが、「不合理な重複」及び「過度の集中」がないことを厳密に確認させていただきます。
現在受給している補助金の範囲よりも、NEDOの補助金の補助対象範囲の方が広い場合、補助の対象が重複しなければ、NEDOにも補助金申請をすることは可能でしょうか。	同一目的、同一内容で複数の補助金を受けることは出来ません。既に得られている補助金でどのような内容を実施されているのか、ご提案される内容と重複するところがあるのか、について確認させていただきます。
「VC等からの資金調達をクロージングしてから申請する場合」と「VC等からの出資意向をもとに申請する場合」のいずれも可能ですが、事業の趣旨としてはどちらに重きを置かれていますでしょうか。	どちらかに重きを置いてはおりません。
画面審査ファイル内の「事業化に向けて連携・協力を表明する者」について、本提案において、補助事業の遂行及び事業化のため、後述する『事業化連携・協力表明書』を提出するにあたって、その作成者をチェックしてくださいとあり、次の2つの選択肢がありますが、望ましいものがありますでしょうか。 ・VC等、CVC、金融機関 ・事業会社	本項目及び書類の提出は、提案者が補助事業における目的の達成や、開発成果の企業化を目指すうえで、その達成の確度を高めること及び事業性を補完するため提出頂くことを可能としています。作成者の属性に応じて判断するものではありません。
両事業の審査員は同一ですか。別々に選定されるのでしょうか。	いずれも両事業の主旨に沿って審査項目を確りみでもらえる方々に審査を依頼致します。

ご質問内容	回答
プレゼン審査のフォーマットの配布はありますか？	フォーマットについては2次審査に臨んでいただく前にメール等でご連絡することになります。
プレゼン審査において事業化連携・協力表明書の提出者及び製品・サービスに対する需要・調達意向表明書の提出者へのヒアリングは、レゼンテーションとは別にNEDOがそれらの事業者様に連絡を取る形でどうですか。 また、複数提出の場合、全ての事業者にNEDOからのヒアリングが入る形になりますでしょうか。	提出者へのヒアリングはプレゼンテーションとは別にNEDOから提出者に連絡を取る予定です。また、複数提出の場合でもそれぞれ代表的な1社へのヒアリングを想定しています。
追加資料9「GXに係る取組申告書」の算出根拠の記載については、枚数の制限はありますか？	枚数の制限はありません。
GX_UPP事業の趣旨に「世界的にインパクトが有るGX効果」という文言が記載されていましたが、海外における削減効果は必須ではない認識です。その場合、海外の削減効果は加点要素として考慮されますか？	いいえ、海外における削減効果は加点要素として考慮されません。ただし、海外における削減効果が大きければ海外にその製品やサービスが導入される蓋然性が高まる等の面での考慮はなされます。
GXの効果について何年で何トンという具体的な基準はありますか？（事業終了後何年以内時点で何万トン削減等）	いいえ、GXの効果について何年で何トンであれば良い等の具体的な基準はありません。当該製品・サービスによる効果を論理的に説明してください。
事業開発活動とはどういったことを意味しているのでしょうか	今回の補助事業における支援内容という文脈における『事業開発活動』という意味においては、商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う、研究開発成果の有効性等を示すための大規模なユーザー実証等を意味しております。
『GX分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業』と『ディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業』の違いは何でしょうか。	事業の目的や支援対象とするディープテック・スタートアップの事業進捗フェーズ・活動内容は同一のものながら、対象とする事業分野・領域がGX分野とそうでない分野という点が相違しております。また、今回の公募ではUPP事業は30億円・3年間が上限（最長2028年3月まで）で、GX_UPPは50億円・4年間が上限です。
『事業の対象者のイメージ』に、⑤原則として未上場の中小企業があるが、どういった場合を例外ケースとして想定しているのでしょうか（未上場の点）	原則未上場の事業者ですが、事業期間中に上場した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に上場しているスタートアップにあっては、東証グロース市場及びそれに類する市場に上場しており、外部からの投資が特に必要と認められる者は対象とします。
『事業の対象者のイメージ』に、⑤原則として未上場の中小企業があるが、どういった場合を例外ケースとして想定しているのでしょうか（中小企業の点）	原則中小企業ですが、事業期間中に中堅企業に拡大した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に中堅企業化しているスタートアップにあっては、提案時の前年の会計年度末において中小企業に該当する者は対象とします。
本事業において、事業領域を絞った公募としている理由は何でしょうか。	本事業は、一定の研究開発を終えてなお事業化に壁はあるものの、有望なディープテック・スタートアップを支援し、大きな成長事例の創出やそれによるエコシステムの発展等を目指すものとなっております。こうした事業の趣旨を踏まえ、スタートアップ・エコシステムの更なる形成に資するものや我が国にとって有望な技術・事業領域に対象を絞る必要があるため、また、NEDOが蓄積してきた研究開発マネジメントとは異なる領域での大規模な支援となることから、丁寧な審査プロセスを実施する必要があるため、RFI等での情報収集を踏まえつつ事業領域を定めた上で公募することにしました。
公募要領P.7の応募要件について、東証グロース及びそれに類する市場とはどういったものでしょうか。	応募時点で既に上場しているスタートアップについては、原則として東証グロース市場への上場のみ認めるとしているものの、その実態に応じて判断致しますので、事前にご相談ください。ただ、東証プライム市場やスタンダード市場は対象外となります。
公募において定められた領域以外の事業者の応募の取り扱いについて伺いたいです。	公募において領域・テーマの設定に至らなかった事業内容を主目的とする場合については、次回以降の公募領域の選定や、他事業への誘導含め対応を検討致しますので、ご相談ください。
本事業の英語名称はUPP（Unicorn Promotion Program）となっているが、支援の対象となるスタートアップは、ユニコーンを目指していること、あるいはEXITとしてIPOを目指していることが前提となるのでしょうか。	望まれる提案の一例として、ユニコーン企業を目指すことを掲げておりますが、EXITの形式としてはIPOに限らずM&Aも想定しています。
公募要領P.17の『補助事業期間中における支援事業の成果に伴う製品・サービスの販売により収入が生じる場合には、それのみを以て補助事業終了の判断が入る訳ではありませんので、事業期間中にそうした状況になるケースについては、事前にご相談ください。』とは、具体的にどういったケースを想定しているのでしょうか。	一例として、提案時に提出する『製品・サービス等に対する需要・調達意向表明書』を確たる調達（契約）に繋げることを目的とする場合や、提供先の顧客等が調達に先立って効果検証や導入可能性の確認（仕様、品質、コスト等）を実施することを目的とする場合など、事業目的に沿って必要だと判断される時には収入を得ることが認められることがあります。 これらにより発生した収入については、予定している製品・サービスや提供先、金額を事業開発計画に記載し、事業開始後は定期的に予実績報告をしていただきます。実績については提供先の顧客等からその製品等への調達に向けた評価結果も記載し提出してください。
補助事業期間中の収入について、補助事業の成果に伴い得られた収入については報告義務があり、補助対象費用から減額、というご説明がございましたが、こちらは売り上げが上がった取り組みについては実質補助の対象外になる、ということでしょうか。	はい、対象費用から減額するので、実質補助の対象外になる、ということになります。ただし、一定の条件を満たし、かつ必要と認められる場合には、補助事業における自己負担相当分までについては減額しない対応となることがあります、この場合には対象内になると考えられます。個別の案件及び事業内容によるものと思われますので、具体的な方法や判断については、事前相談等を活用し、NEDO担当に個別にご相談ください。
2. 支援対象者、対象分野等について	

ご質問内容	回答
対象分野について、経済産業省所管の鉱工業技術というのは、どこを見たら確認できますでしょうか。	経済産業省の所掌については、経済産業省設置法第4条等をご参照ください。例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等が挙げられます。ただし、原子力に係るものは除きます。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000099
支援の対象として、軍事転用可能なモノなどは対象となるのでしょうか。	経産省所管の鉱工業技術であれば、軍事転用可能なものかどうかは特に対象技術の要件とは関係しません。
ソフトウェアの技術開発は対象になりますか。	ソフトウェアでも対象になります。ただし、ITサービス向けのソフト開発は対象外となる場合があります。詳細は個別にお問い合わせください。
「ix.応募時点で、設立から20年以内の企業であること。」とありますが、ここでは年度単位が要件となるのでしょうか。	原則は年度単位ではなく、日数単位での年という判断になります。
設立年数の要件の意図するところをご教示いただけますか。	今回の事業はスタートアップを対象にするということで、一定程度、設立から間もなく成長していくとされている企業を支援するということで設定しています。
応募時点では中小企業要件に合致していたものの、補助事業期間中に従業員数が超えてしまい、中小企業要件に合致しなくなる場合などの取り扱いになりますでしょうか。	応募要件のとおり「事業期間中に中堅企業に拡大した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に中堅企業化しているスタートアップにあっては、提案時の前年の会計年度末において中小企業に該当する者は対象とします。」
申請の要件に未上場であるとの要件がありますが、事業期間中に上場を行った場合、（例えば事業期間を4年で設定し、3年目に上場を行うなど。）は要件未達になり、採択取消しになるのでしょうか。	応募要件のとおり「事業期間中に上場した場合も支援は継続します。また、応募時点で既に上場しているスタートアップにあっては、東証グロース市場及びそれに類する市場に上場しており、外部からの投資が特に必要と認められる者は対象とします。」
事業会社からの会社分割により設立した会社の場合でも、対象になりますか。	株主構成等にもよりますので、個別に相談下さい。
売上高研究開発費割合が5%以上の企業であること。とありますが、どのタイミング（直近の決算期など）での割合になりますか。	ご応募に際して提出をお願いしている決算書類を元に判断させて頂きます。書類を拝見して疑義がある場合は、改めてこちらからお伺いしますので、まずは決算書類をご提出下さい。
日本が拠点ですが、国外に登記されているスタートアップは対象外になりますでしょうか。	はい、対象外です。
海外企業が新たに日本に設立する子会社も申請対象になりますか。対象になる場合の条件などを教えてください。	対象になる場合があります。開発拠点を日本において意思決定が日本で行われることや、親会社と子会社の一体性が認められる等の条件がありますが、詳しい内容についてはご相談下さい。
提案する事業開発内容について、大量生産の受注が入った時点で補助対象から外れるのでしょうか。	補助事業期間中における支援事業の成果に伴う製品・サービスの販売により収入が生じる場合については、それのみを以て補助事業終了の判断が入る訳ではありませんので、事業期間中にそうした状況になるケースについては、事前にご相談ください。
一つの技術を活用し、様々な商品を開発する予定です。こういった商品ポートフォリオを開発対象にできるでしょうか。またそれらは順次商品化の目途が立ち次第、補助期間中も販売を開始できるのでしょうか。	複数の商品ポートフォリオを前提として、ご応募いただくことは可能です。
事業会社と海外スタートアップとのSPCは補助対象になる可能性はあるのでしょうか？	この情報だけでは公募要領の条件に該当するかどうか判断しかねるため、個別にお問い合わせください。
第1回の公募の事業領域として定められた【蓄電池】とは、どういったものを指しているのでしょうか。	蓄電池や部素材・製造装置の開発及び社会実装に係るものを中心に、その周辺技術（リサイクル技術や劣化診断技術等）の開発や社会実装に向けた商用の設備投資等も併せて対象としております。また、蓄電池を活用したエネルギー・マネジメントシステム等（デマンド・レスポンス等）についても、蓄電池・部素材・製造装置への投資を主とする事業内容で、併せて同システムへの開発・投資を行うケースは対象となります。ただし、蓄電池のセルそのものの開発を行わず、セルを組み立てるのみの工場・生産設備については、対象外となります。また、化学エネルギーを電気エネルギーに変換し、充放電が可能な二次電池のみが対象で、物理現象である電気二重層キャパシタやその他の電力貯蔵システムは対象外となります。悩ましいものについては、個別にご相談下さい。
第1回公募の事業領域として定められた【スマート農業の開発及び社会実装】は、経済産業省として支援の対象となる事業領域なのでしょうか。	スマート農業は、生産現場での作業の自動化やデータの利活用等による生産性及び生産品質の向上、並びに効率化等を目指すものであり、ロボットやAI、IoTなどの先端技術を活用した農業を指したもの※。スマート農業の開発及び社会実装への支援により、こうしたAI・ロボット・IoT等の新たな技術の事業化や社会実装の実現につながることから、経産省として支援の対象となる事業領域になると考えています。 なお、AI・IoT・ロボット等の自動化やデータの利活用を伴うことのない事業については対象外となります。悩ましいものについては、個別にご相談下さい。 ※農林水産省HPより

ご質問内容	回答
第1回公募の事業領域として定められた【バイオマス製品の開発及び社会実装】は、経済産業省として支援の対象となる事業領域なのでしょうか。	<p>バイオマス製品（ここでは、「バイオものづくり・バイオ由来製品」）の開発は、バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用し、持続的で、再生可能性のある循環型経済社会を拡大させるバイオエコノミー社会※を目指すため、政府として推進してきたところ。バイオテクノロジーに係る新たな技術の事業化・社会実装の実現につながることから、経産省として支援の対象となる事業領域と考えている。（なお、医薬品開発及び再生医療等製品等（バイオ医薬品・再生医療・細胞治療・遺伝子治療等）に係る開発及び社会実装については、バイオマス製品と異なるものとして対象外となります。）</p> <p>悩ましいものについては、個別にご相談下さい。</p> <p>※バイオエコノミー戦略（令和6年6月3日統合イノベーション戦略会議決定）</p>
第2回公募の事業領域として定められた「人手不足解消や労働生産性向上に資するAIロボットの開発及び社会実装（AIロボット）」とは、どういったものを指しているのでしょうか。	<p>AIによる知能の高度化を通じた、自立制御可能な機械システムに係る開発及びソフトウェア投資等を対象としております。</p> <p>ここでいうロボットとは、センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する、知能化した機械システムを対象としております。</p> <p>悩ましいものについては、個別にご相談ください。</p>
第2回公募の事業領域として定められた「サーキュラーエコノミー実現に向けた再生材・再生資源の利活用・高度化、流通プラットフォームの構築のための開発及び社会実装（資源循環）」とは、どういったものを指しているのでしょうか。	<p>CO2排出量の多い素材産業を中心とした排出削減に一定以上の貢献が考えられる、鉄鋼・プラスチック・アルミニウム・銅・セメント・紙パルプ等の再資源化に係る開発や社会実装へ向けた設備投資等を対象としております。ただし、リサイクル手法のうち、サーマルリサイクル（焼却による熱エネルギーの回収・利用）の普及・推進に係るものは対象外しております。悩ましいものについては、個別にご相談ください。</p> <p>特に、省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、事前相談期間に追加資料9を提出し事務局の確認を受けることを推奨します。</p>
第2回公募の事業領域として定められた「革新的な自動化技術製品等の導入を通じた省エネ・脱炭素に資する開発及び社会実装（自動化技術）」とは、どういったものを指しているのでしょうか。	<p>省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略において重点的に取り組むべき分野として特定した「重要技術」を中心に、高い省エネルギー効果が見込まれる自動化技術に係る開発や社会実装へ向けた設備投資等を支援することとしております。</p> <p>悩ましいものについては、個別にご相談ください。特に、省エネルギー効果量の算定根拠や考え方については、事前相談期間に追加資料9を提出し事務局の確認を受けることを推奨します。</p> <p>【参考】省エネルギー・非化石エネルギー転換技術戦略2024における「重要技術」 https://www.meti.go.jp/press/2024/05/20240514004/20240514004-2.pdf</p>
上場企業まで対象とした理由は何でしょうか。	本事業は、本格的に商用生産を開始するなど、主要市場における顧客等が求める商用の仕様を満たす製品・サービスの提供が可能な状態となること、ひいてはその顧客等から契約などのコミットメントを取得することによる継続的な売上実績の獲得が見込まれることを目指しており、その過程の中でファンド期限の関係上、上場せざるを得ないケースもあると想定されることから、一定の場合については認めることにしております。
RFIを提出しなかった者については、今後予定する『事業開発支援事業』への公募は不可なのでしょうか。	RFIに伴う情報提供依頼書の提出は公募の必須要件とはしていません。公募テーマに資するものであれば、本公募への応募が可能となります。
RFIで提供を求める内容は、それぞれどういったことを想定し、依頼されているのでしょうか。	提供を求める内容それぞれについては、web入力フォームに記載頂きたい事項を補足しておりますので、そちらをご覧ください。
次回のRFIはいつ頃を予定しているのでしょうか。	RFIそのものについては、NEDOのHPにて常時受付を実施しております。また、次回の公募に向けては、その時期の目途が立ち次第、それに先だってRFIの締切りについて、NEDO HPを通してご案内させて頂きます。
RFIを出したものの、今回の公募領域には選定されませんでした。次回に向けて再度RFIを提出する必要はありますか？	次回公募領域設定に当たって、過去に提出いただいた情報も含めて検討しますので、再度提出する必要はありません。ただし、既に提出されたRFIから大幅な状況変化等ありましたら、再提出をお願いします。
今回の公募における事業領域はどのように選定したのでしょうか。	本公募の開始前に、公募における事業領域の設定に際してNEDOより情報提供依頼を実施し、得られた情報をもとに、スタートアップの実態やニーズ等（本事業の活用を希望する時期や、研究開発内容の進捗状況、投資家・事業会社との連携状況など）のほか、政府が掲げる戦略等を鑑み、選定したものとなります。また、得られた情報は次回以降の公募や、スタートアップ関連事業の検討等に活用する予定です。
3. 事業期間、NEDO負担率、補助金額上限等について	
1/2の補助額とは、所定の期間の出資額の2倍額を補助と考えればいいのでしょうか。	補助金額は研究開発に必要な経費の1/2になります。目安として必要な経費の1/2以上の出資額という要件がありますので、出資額の2倍の金額を設定いただけますが、実際に事業開発にいくら必要かを算出し、それに1/2を掛けて算出してください。また、NEDOが賄えない費用も有りますので、十分にNEDO事業を遂行できる余裕を持った額の範囲にしていただくことをお勧めします。
UPP事業の補助率にかかる出資条件につきまして、提出様式である追加資料4及び5においては、「出資／融資」と併記されておりますが、補助率の条件である補助対象額の1/4に考慮されるのは、融資額は含まれず、出資額のみという理解で宜しいのでしょうか。	はい、補助率の条件である補助対象額の1/4に考慮されるのは、融資額は含まれず、出資額のみです。

ご質問内容	回答
UPP事業において、所定期間内に出資を受けて、採択されて事業が開始されるまでに資金を使うと、使った金額は除いた金額の1/2の補助になりますでしょうか。また、事業期間中に投資家から追加投資は受けた問題ないでしょうか。	要件としては補助対象費用に対する1/4以上の出資がなされていることとしており、使われた資金額を勘案することはあります、資金繰り表等により、自己負担分の確保状況について確認させていただきますので、十分ご留意ください。事業期間中に投資家から追加投資を受けることは株価が変わらなければ許容しています。株価が上昇する場合は事前に個別にご相談ください。
補助金額上限は示されていますが、下限はありますでしょうか。	本事業の趣旨から、下限は補助事業の総額（補助事業者負担分を含む）が10億円以上です。
UPP事業やGX_UPP事業に採択後、将来的にVCからの資金調達やIPOを行うことが求められるのでしょうか。	義務的にVCからの資金調達やIPOは求めることありませんが、事業の中でユニコーンを創出していこうということもあります。本事業を行うことで企業価値が増大してエグジットするという絵姿を描いていただければと思います。
事業期間中にIPOを実現してしまった場合、補助金額の減額は生じますか。IPO後の研究開発費は、対象外ということになりますか。	事業期間中に上場した場合も支援は継続します。
事業期間中に大企業にM&Aされた場合、補助金額の減額は生じますか。M&A後の事業開発費は、対象外ということになりますか。	対象外となり、事業終了になると考えられます。M&Aの可能性がある場合には早めにNEDOへご相談ください。
VC等からの出資がすでに済んでいる場合、出資時点から補助対象期間までの支出額に関しては、補助事業の支出には入らないと考えて間違いないでしょうか？	ご理解の通り、補助事業の支出については交付決定前は補助対象とはならず、交付決定が行われた以降、補助対象として計上可能となります。
応募を検討していますが、製造に必要な設備投資や環境整備のみで応募可能でしょうか？ 研究開発投資が必要かご教授ください。	はい、製造に必要な設備投資や環境整備のみでも応募可能です。ただし、既存工場の単純複製等の開発要素のないものは対象外です。ご不明点あれば事務局に相談ください。
エグジット時に、企業価値1,000億円以上（ユニコーン）になる事業計画でないと、採択に不利になるのでしょうか。	審査に係る事項であり、一概に有利となる・不利となるとの回答を行うことはできませんこと、ご了承ください。ユニコーンは一般的には時価総額が10億ドル以上の未上場企業とされ、本事業ではあくまで目安としています。各社の現状想定されているIPOであったり、M&Aであったり、どこかの時点での企業価値、売上がユニコーン級（1000億円規模）になるかがひとつ目の目安になりますが、必ずしもユニコーンになる計画ではなくても、制度趣旨からして急成長を遂げられる様なスタートアップも対象としています。事業計画の内容や、エグジット時の企業価値の見込みは、VC等と合意がされている実態に合わせてご記載ください。
市場の環境変化等の事情による事業開発期間の延長は可能ですか。	所定の手続きにより期間の延長は可能ですが、UPPでは2027年度末（2028年3月）まで、GX_UPPでは最長4年間までとなります。
4. 株主構成（出資要件・出資時期）、その他の支援者等について	
海外の事業会社からの出資も加算することは可能でしょうか。	事業会社からの出資ということで、加算可能です。
海外VC/事業会社からの資金調達の場合、意向確認書、覚書、協力表明書等の英語版様式はありますでしょうか。	英語版の様式は用意しておりません。提案書は日本語で作成いただき、意向確認書、覚書、協力表明書には和訳をつけてください。
追加資料5（出資等に関する報告書）において、金額は円換算する必要がありますでしょうか。「補助事業者に出资を実施した額／補助対象額との比率」を記載する際などに、どのような為替レートで換算して扱えばよろしいでしょうか。	出資の状況を確認するに際し、円価額を把握する必要があります。 詳細については、別途ご相談下さい。
【GX-UPP】追加資料6) 事業化連携・協力表明書における資金提供者は所定期間内に資金提供済・予定である必要が有るでしょうか？	いいえ、特に必要ではありません。
【GX-UPP】追加資料7) 製品・サービスに対する需要・調達意向表明書について、海外のお客様に作成を依頼する場合。原文は英文での回答を受領しますが、翻訳は必要でしょうか。原文の英語と、自社での参考翻訳を付記する形式で良いでしょうか？	はい、参考翻訳を付記する形式でもかまいません。
追加資料7) 製品・サービスに対する需要・調達意向表明書は自社で取引先と締結した覚書などで代用は可能でしょうか。	いいえ、様式を利用ください。ただし、様式に既存の覚書の写しを添付することは可能です。
追加資料7) 製品・サービスに対する需要・調達意向表明書に関する質問です。 当社は、提携企業と連携してプロダクトを作製し、エンドユーザーに対しては提携企業から販売することを想定しています。当社から提携企業に対しては、プロダクトに組み込まれるソフトウェア部分などの一部を提供する予定であり、当社製品の直接の販売先は提携企業になるのですが、その場合、調達意向表明書には、エンドユーザーと提携企業のどちらから提出してもらう必要がありますでしょうか？	基本的に貴社の製品・サービスを直接購入する提携企業になります。ただし、提案内容による部分もありますので、事前相談等で具体的に確認されることを推奨します。

ご質問内容	回答
追加資料6) 事業化連携・協力表明書、追加資料7) 製品・サービスに対する需要・調達意向表明書について教えてください。こちらはすべての取引先の分が必要でしょうか。あるいはそれぞれ最低1社以上であればよいでしょうか。	それぞれ最低1社あれば良いですが、複数の提出も受け付けます。
【GX_UPP】事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、説明資料1を提出することを要領にございましたが説明資料1について書式は定められていますか？	特に書式を定めていませんが、公募のページに説明資料1を添付していますので、ご参考下さい。
補助金交付停止処分を受けている会社からの出資を得る場合、申請可能ですか。	出資を得る場合は申請いただくことは可能です。
資金調達について、事業会社からの調達は、貸付や現物出資でもよいでしょうか。	事業会社による貸付けや現物出資は、資金調達に入りません。
エンジェル投資家など個人による投資は出資金額の対象となりますか。	対象外です。株式投資型クラウドファンディング、エンジェルによる投資は出資金額には加算できません。
VC等や事業会社からの資金調達日の考え方について、複数日程にまたがっている場合の基準日はどうなりますか。	それぞれの着金日で基準日を判断いたします。
自己資金のうち融資が入る場合に、融資期間に制約はありますか。	特に制限は設けていません。事業期間の資金繰り等の中で確認させて頂くことがあります。
UPP事業において1/2補助を受ける場合、所定の期間内の出資報告書及び出資意向確認書に記載の出資額合計は、応募時点で補助対象費用の1/4以上であることが必須でしょうか。交付申請までに追加で出資を集める場合も認められますか。	応募時点で補助対象費用に対して1/4以上の金額となる出資の実行あるいは予定を確認することができる、出資報告書又は出資意向確認書を提出して頂く必要があります。
UPP事業において1/2補助を受ける場合、資金調達ラウンドの1stクローズが終わっていて、同一株価で追加出資を求める2ndクローズを行う可能性がある場合、どの時点までが応募時に必要な出資と認められるのでしょうか。	複数のクローズがある場合、応募される回の「所定の期間」内に調達した分のみが資金調達要件に該当します。
UPP事業において1/2補助を受ける場合、VCや出資者からの着金が期間を過ぎてしまった場合は、採択が取り消しとなりますか。	採択取り消しになる可能性はあります。補助対象の金額を複数社から予定されていて、複数社から出資があるうち1社が抜けたものの補助対象費用の1/4以上の金額という出資金額が満たされた場合など、状況をお伺いさせていただきたいため、出資の態様が変更となる場合は、なるべく早くNEDO事務局にご相談ください。
UPP事業において1/2補助を受ける場合、過去にコンバーティブルボンドで調達したものと、本期間に内エクイティに変換する場合は「資金調達」に含まれますか。	「所定の期間」内に着金した出資が対象となります。当該「所定の期間」以前に着金したコンバーティブルボンドであれば、エクイティへの変換が「所定の期間」内であっても、加算することはできません。
コンバーティブルエクイティでの調達の場合は、スタートアップのポストバリュー、プレバリュー等に変動がなければ同一の資金調達ラウンドとみなされますか。また、コンバーティブルエクイティとコンバーティブルボンドのミックスで調達する場合、同一ラウンドをどのように定義すればよろしいでしょうか。	コンバーティブルエクイティの場合には、株価はなじまないため、所定の期間内にコンバーティブルエクイティで資金を調達していること、とお考えください。コンバーティブルエクイティとコンバーティブルボンドのミックスで調達する場合も、同様に、所定の期間内にコンバーティブルエクイティとコンバーティブルボンドで資金を調達していること、とお考えください。
コンバーティブル証券による調達（A）のち、別途優先株調達（B）を実施した場合、両方の合算額（A+B）が、対象資金調達になりますでしょうか。	（A）、（B）の着金日がいずれも「所定の期間」に含まれる場合、（A+B）の合算額を資金調達要件の金額として頂けます。
ファンド形式ではなく、自己資金でベンチャー投資を行う株式会社も、VC等と見なすことはできますか。	個別にご相談下さい。
事業会社からの転換社債は事業会社からの出資と考えられ、株主構成を満たしていると考えて問題ございませんでしょうか。	転換社債は出資ではなく融資にあたると整理されます。新株予約権やコンバーティブルエクイティは株式に転換可能な出資として認めます。一方、転換社債や新株予約権付社債は融資として加算されるものとしてお考え下さい。
意向確認書を提出していない出資者からの出資が、所定の期間内にあった場合も対象となりますか	基本的には、提案締切日の時点で出資意向確認書もしくは出資報告書を提出頂くことになります。
採択決定日以降のNEDOが指定する日までに株主構成に加わっていくというのは、基本的には申請時点でVCが出資していれば、要件は充足されると考えてよいでしょうか。	はい、そのとおりです。
出資先が親会社（同じくスタートアップ）であることは問題ないと認識していますが、必要とされる株主構成要件は、親会社に対するものでよろしいのでしょうか？	必要としている株主構成要件は、提案者の株主構成要件を想定しておりますが、資金調達の為の親会社を有している100%子会社のような、経営の一体性のある日本法人の場合は、親会社に対するものでもよい場合があります。個別に状況をご相談ください。
5. 経費計上に関する留意事項等について	

ご質問内容	回答
(1) 資金計画について	
補助金総額に占める各費用項目の比率などの制限はありますか？	機械装置費、労務費、その他経費の比率については、制限は特にありませんが、例えはある費目が著しく多い等の場合は、その理由を問われる可能性がありますので、実施内容のところで具体的に説明いただくのが望ましいと思います。なお、委託・共同事業費用に関しては、原則、補助対象費用の50%未満の制限があります。また、本補助事業に係る補助対象経費に海外の研究実施場所での支出分を計上する場合には、原則として補助対象経費総額の1/2を超過しないこととします。また、海外設置資産の費用計上はできません。
運転資金等を加味し、費用の建て替えを行う余力があるか否かを事業計画で示す必要があると説明があるが、補助金見合いで受けた融資による財務キャッシュフローでカバーする前提で事業計画を組むことに関しての懸念等はありますか。	特に懸念はありません。財務状況確認シート（資金繰り表含む）に反映して提出ください。
事業期間中に本事業成果を用いた製品・サービスによる収入を見込んでいる場合には、それを織り込んだ収支計画を立て、財務状況確認シート（資金繰り表含む）を作成するのでしょうか？	その確度が高いと考える場合には、そのようにしてください。
(2) 機械装置費等について	
機械装置について、購入ではなく、レンタル(有償)を行う場合は補助対象になりますか。レンタルすることによってより広くデータを集め、研究開発にもフィードバックを行うという想定です。	購入の代わりにレンタルということであれば問題ありません。
量産にあたりフレームを想定した場合、外注先のメーカーに対し、購入した金型や装置を貸出して製造を外注するようなケースでも、金型や装置代を費用として計上出来るのでしょうか？	本事業における事業開発の実施に必要であれば計上が可能です。なお、処分制限財産となる場合は、取得財産管理明細表（様式第14）において、その保管場所等を記載いただき、補助先が責任をもって処分制限財産の適切な管理をしていただくことになります。
工場を新設し、そこで研究かつ製造を行う場合は対象になりますでしょうか。工場を新設する土地についてはこれから選定し、今年～来年に着工開始の予定ですが、補助金の対象になりますでしょうか。	基本的に補助事業期間中に建設され、事業開発に使用されていれば補助対象となります。なお、土地の取得は費用計上はできません。プラント等の建設に必要な土木工事及びその運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費は補助対象になりますが、UPP事業においては、土木工事（土地造成に係る費用）は対象外となります。
機械装置について、生産と開発両方で利用する場合については対象費用となりますでしょうか。	はい、本事業専用で使用するものであり、事業開発活動に必要であれば補助対象となります。採択後、NEDO担当者にご相談ください。
事業期間内に導入した機械装備は事業期間後も事業者に帰属する認識でお間違いないでしょうか。	購入した設備の所有権は事業者に帰属します。ただし、処分制限期間中はNEDOの許可がなければ売却や廃棄ができず、売却や廃棄を行う場合は、残存価額に補助率をかけた金額をNEDOに納付する必要がありますので、その際には十分に注意してください。
「本事業で取得した設備等は、補助事業に関連した製品・サービス等の商用生産に供する場合は承認申請不要で、継続して利用いただくことが可能です。」と記載がありますが、事業期間中に上記の商用生産が開始されてもよろしいでしょうか。	補助事業期間中における支援事業の成果に伴う製品・サービスの販売により収入が生じる場合については、それのみを以て補助事業終了の判断が入る訳ではありませんので、事業期間中にそうした状況になるケースについては、事前にご相談ください。
(3) 労務費について	
労務費として計上するには一人ひとりの日報が必要となりますか。	労務費を計上する場合には、従事日誌又は従事月報の作成が必要です。なお、労務費を計上しない事業開発員については必要ありません。
労務費について、社員の給与は対象外なのですか。	社員の給与の一部をNEDOの事業で賄うのではなく、時間単価で本事業の事業開発に従事していただいた時間に対する労務費として計上いただるものとなります。
品質管理QMSに関する人件費は計上可能でしょうか。	事業開発に関わる労務費として計上できるという整理も可能かと思いますが、詳しくは採択後にNEDOの担当者にご相談ください。
経理責任者が会社役員を兼務する場合においても、補助の対象となりますか。	問題ありません。補助の対象は経理責任者等の労務費になりますが、会社との間で雇用契約が認められていれば、健保等級単価等でお支払いすることになります。
労務費についてですが、研究者以外にビジネス側の人間（プロジェクトマネジメント）の労務費も対象となりますでしょうか。	当該ビジネス側の方が、NEDOに提案される事業開発項目の中で、事業開発員としての役割を担うのであればそれに係る労務費は補助対象になると考えます。具体的には採択後にNEDOの担当者にご相談願います。
人件費に計上する事業開発員の時間単価の上限はありますか。	NEDOのHP上に掲載しております「課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」P74-75の労務費単価一覧表にてご確認お願いします。 https://www.nedo.go.jp/content/100974877.pdf 尚、これに依らず契約等などに基づく方法もありますので、その場合は採択後にご相談願います。

ご質問内容	回答
数十名ほどの体制を必要とする場合、全員を事業開発員、補助員として一人ひとりを体制に登録するべきですか。	提案時は人数が分かれればOKですが、採択後、事業開発員の場合は、体制表に登録する必要がございます（補助員は不要）。
今後、事業開発員を採用したい場合、その費用は採用予定として記載・計上してもよいでしょうか。	問題ありません。提案書では、例えば新規採用A・B・Cといった形で記載していただき、時間単価等も現在想定している金額を記載してください。
公募要領に記載の業務実施者と申請書別紙1「契約・検査・支払担当者」とは同じ人のことでしょうか。 主任研究員と事業担当窓口は同一人物で可能でしょうか。	NEDO事業に係る経理・検査業務を担い、労務費等の計上を希望する場合は、契約・検査・支払担当欄に加え、別紙1「業務実施者」として登録をお願いします（契約・検査・支払担当が労務費の計上を希望しない場合は、経理・検査・支払担当欄のみの登録で問題ありません）。主任研究員と事業担当窓口は同一で問題ありません。
事業開発員の登録について、組織図の記載は補助員までには含めず事業開発員で良いでしょうか。また、「提案書様式別紙2」（Excelファイル）に記入する労務費は、事業開発員・補助員の個人名を全員分記載する必要がありますか。装置オペレータ含めて人数が数十名になり、今後の増員もあるため、現時点で未確定の人員についてどのように記載すれば良いかご教示ください。	提案書様式の事業開発体制図（4. 補助事業における事業開発体制（1）事業体制図）および事業体制（別紙1）は、登録研究員の記載で問題ありません（補助員の記載は不要）。これから新規採用者を予定されているものの、まだ個人名が決まっていない場合は「新規採用A」「新規採用B」などと記載願います。申請される事業で、どのような事業開発体制で行う計画なのかが解るように記載願います。
「VI.2事業開発員の区分」で事業開発員区分はエフォート専従者を選択でき、その場合は月報の提出で良い旨記載がありました。エフォート専従者を選択できるルールは、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル記載の通りで、それ以外に「エフォート専従者」を選択する場合のルールは設けられていないでしょうか。現状エフォート専従者を選択したいと思っており、採択後事業開始後にやはり選べなかつた、となる可能性があるかどうかご確認をお願いできますでしょうか。	エフォート専従での計上も可能ですので、採択後にNEDO担当者とご相談願います。
事業開発員は自社で雇用している必要がありますか？フリーランスや副業での参加は可能でしょうか。	事業開発員費として計上を希望する場合は、補助先の従業員等としての身分を有する必要があります。従業員等は、直接雇用、派遣契約、出向契約を含みます。副業の場合は、同様の契約があれば計上が可能です。
海外在住人員の労務費はどうなりますか。健保等級もないです。	基本的には、NEDOが別途定める労務費単価によって算出します。ただし海外での事業活動を遂行するにあたり必要であり、健保等級がない場合、事業者が定めた基準に基づき算定できるとなっております。採択後、海外の事業者と従業員との契約を確認の上、単価を算出させていただくことになりますので、NEDO担当者にご相談ください。
個人事業主に業務委託している場合の労務費は計上できますか。	個人に委託している場合は計上が難しいと考えられます。計上する場合は、具体的な契約内容など個別に確認が必要がありますので、NEDO担当者にご相談ください。
（4）委託・共同事業費について	
事業会社との共同事業の場合、当該事業会社の経費は補助対象になりますか？	共同事業の費用は認められます。ただし、公募要領にも記載の通り、共同事業費は総額の1/2以内等の条件が付されるなど、計上できる費目も一部異なりますのでご確認ください。また、費用計上に際し、共同事業先・委託先の検査は補助事業者の皆様が行うことになります。適切に検査を実施いただく作業も発生しますので、ご留意ください。
事業開始後に共同事業者を追加することは可能でしょうか。4年等の事業期間の中で事業が進展し、新たに出てきたパートナー企業を後から共同事業者に組み込むことができるのか、という趣旨の質問になります。	基本的に途中から共同事業者を追加することは想定していません。応募の際に当該共同事業を体制に含めた提案をお願いします。
上場企業との共同提案は要件を満たさないという理解でありますでしょうか。 また、上場企業と共同実施する場合は、補助先が上場企業と共同研究契約又は委託研究契約（総額の50%未満）を締結するという枠組みで応募するという理解でありますでしょうか。	ご理解の通りです。
共同開発先・事業連携先に発注する際に出向者を受け入れる予定があります。その場合は、出向における人件費と外注費の両方を費用化することは可能ですか？	出向契約等を締結し、事業者側で人件費を負担している場合は、事業者側で労務費を計上することは可能です。外注費は開発要素のない役務に対して計上可能です。なお、研究開発要素を含む場合は、共同開発先・事業連携先を「委託・共同事業先」として本事業の研究開発の体制に入ることで費用の計上が可能となります。
海外100%子会社で実施する事業開発の人件費・事業開発費は計上可能でしょうか？	計上は可能です。ただし、その場合は当該子会社を委託・共同事業先として研究体制に入れて提案頂く必要があります。また、補助対象費用の50%以上を海外で支出できませんのでご留意ください。
AI開発委託費用は計上できますか。	本事業専用のAI開発であれば計上可能です。

ご質問内容	回答
(5) 特許出願、ルールメイキング等に係る経費について	
知的財産費用ですが、海外出願の場合の出願費用、作成費用、調査費用は対象となりますか？除外される国がありますか。	本事業の成果が含まれれば費用計上を認めています。国内外を問わずできると考えており、どこか特定の国を除外することは考えていません。
提案書内に現在の特許を記載するページがありますが、ここに海外の保有特許は記載したほうがいいでしょうか。また新たに特許を海外で出願する費用は補助対象でしょうか	貴社のビジネスの強さを示す資料として、提案書には必要に応じて記載してください。本事業で特許出願等を考えている場合は、どのような研究成果を出して特許化していくのかということを記載してください。海外・国内問わず、今回のNEDO事業の成果が含まれるのであれば、特許出願に関わる費用を計上いただくことが可能です。
ルールメイキングに係る経費の規範・規格形成とは、例えばISOなどの調査・審査に係る費用を計上できるということでしょうか。	提案者の皆様が開発する製品やサービス等について必須となる規格や認証が対象となります。製品やサービス等を事業化するために必要な規格やルールの調査、その認証等の取得のために必要な事業開発等を提案書の「事業開発項目ごとの目標と達成手段」に記入ください。最終的に計上が認められるかどうかは、採択後にNEDOの担当者にご相談ください。
海外で実証する場合に必要な、各種認証（CE, FCC, UL等）の取得費用（第三者評価期間等での試験、手続き費用）は補助対象でしょうか？	本事業の事業開発を行うために必要となるものについて、ルールメイキング費用等として認められる可能性がありますので採択後にNEDO担当者にご相談ください。
本事業で開発した試作品を、本事業の資金を用いず当社の費用で複数製造し、顧客に購入していただき、評価してもらうことは、本事業における「事業期間中における収入」の考え方について該当しますか。（補助額が控除されることはありませんか）	採択された後にNEDOの担当者にご相談ください。
規範等の調査に係る労務費をもう少し例を挙げて教えてください。	例えば、事業化しようとされる製品やサービスの分野で規制を確認する活動、規制に適合するかどうかを調査する場合などです。事業開発員が行えば労務費に、外部に依頼する場合は外注費に計上できる可能性はあります。もし何か具体的な活動予定があれば、事前にお問合せや個別相談願います。
(6) 経費その他	
実績払いとありますが、支払いはどのように行われるのでしょうか。	原則、「納品・検収・支払い」が終わったものが対象となり、それらの証憑類等を確認の上となります。本事業においては原則、月1回を限度に実績払いは可能です。
精算払いではなく、毎月1回を限度に実績払いが認められる条件とは、どのような条件を満たしている場合でしょうか。	本事業は、NEDOからの補助以外に出資等を受けて実施いただく事業ですので、手持ち資金を十分に確保いただいた上で実施していただくことを前提しております。ただし、費用負担の大きい装置を購入いただくケースなど、どうしても実績払いが必要という場合も想定し、ご要望いただけることとしています。採択後にNEDOの担当者とご相談いただければと思いますが、必要書類をNEDOに提出すること等により支払いを行う運用となっています。
光熱費に関しては按分が必要な場合はNEDO対象エリアにメータがついていないと計上ができないでしょうか。それとも面積按分が可能でしょうか。	原則としては、その場所で使っていることを対外的に説明できることが必要となります。採択後にNEDOの担当者に相談ください。
医療機器の製品化のために必要な認証取得、承認申請等に係る費用は、計上可能でしょうか。	採択された後にNEDOの担当者にご相談いただくことになりますが、開発品の事業化のためには、PMDAへの相談や認証取得、承認申請等が必要である点を提案書に詳細に記載いただき、その内容から費用計上可能かを判断します。 また、承認申請等にかかる支援を外部専門家に依頼する費用も計上可能となる場合がございます。必要な理由や実施内容を実施計画にご記載ください。
国際標準を作るための費用について、国際標準の調査の一環として、国際標準化団体への加盟も必要になるケースもあると思います（例　実地で議論に参加してみて議論のレベルやメンバーの考え方を理解する）。かかるケースにおいて団体入会費の費用計上は調査の一環として認められますか。	採択後に、詳細確認の上となります。国際標準団体へ加入しないと補助事業の目的（国際標準を作成するためには必要な事業開発項目を設定していることが前提）を遂行できないこと等につき合理的にご説明いただける場合は、計上可能かと思います。そのためにも、提案書IV. 補助事業期間の事業開発項目（2）事業開発項目毎の目標と達成手段に、詳細をご記入ください。
日本の消費税は補助対象でしょうか。海外の税金（付加価値税など）は補助対象でしょうか。	日本の消費税は補助対象外になります。海外の税金については、事業開発に必要な経費は補助対象に含めることができます。還付された場合には返還していただく場合もあります。
ドル建てで購入した材料や部品も補助対象となりますか。	はい、補助対象です。

ご質問内容	回答
HRリクルーティング費用、海外研究員が使用するオフィス費用、国内のオフィス費用、弁護士費用、会計士費用、ビザ取得費用は計上可能でしょうか。	<p>・HRリクルーティング費用は、その費用の性質上認められません。</p> <p>・オフィス費用については、国内外問わず、補助事業の遂行に直接必要であるという説明等が必要となります。補助事業に直接使用しているとはいえないもの（事務、共用スペース等）の借料は対象外であること等、最終的には採択後に確認の上、計上の可否を判断いたします。</p> <p>・弁護士・会計士の費用について、補助対象となるのは補助事業に直接必要な費用なので、その内容が事業開発項目と紐づいていることが必要です。例えば、調査等を弁護士に依頼するといった場合にその内容が妥当であれば、外注費等に計上可能となります。</p> <p>・会計士の費用については、もし、経理・検査業務に係るものとして計上をお考えの場合は、貴社と雇用契約を結び、経理責任者や業務実施者として登録することで労務費の計上は可能です。外注費としての計上はできません。</p> <p>・ビザ取得費用は、登録研究員等の海外出張に必要な場合で、貴社の旅費規程等で会社が支出するという内容の記載があれば計上可能です。</p>
採択された会社がM&Aされた場合、取得資産の残存簿価はどうになりますでしょうか。	M&A先が、本事業で実施する事業開発を、承継して実施するか否かによって変わるように思います。 M&A先が当該事業を承継しない場合、本事業で取得した資産（処分制限財産）の売却等が、交付規程等で制限する資産の「処分」に該当する可能性があります。該当した場合には、事前に処分に係る申請手続きが必要になり、その承認にあたってその時点での残存簿価相当分を納付していただくことになります。 ただし、補助事業の承継の有無や、M&A以降の資産の用途等により、その手続き等が異なりますので、詳細につきましては事前にNEDOへ相談してください。
経理の実務担当を外部のBPOに委託している場合は、このBPOの費用の内の本制度の会計処理や経理業務に関する費用を按分して計上することは可能でしょうか。	外注費等で計上することはできません。経理・検査業務に係る費用の計上については、貴社と雇用契約を結び、経理責任者や業務実施者として登録することで、当該者の労務費を計上することが可能です。
国内外を問わず展示会への出展を行う場合の費用（旅費・出展料）も対象となりますか。	はい、国内外を問わず展示会に出展する目的や期待する成果等を事業開発項目毎の目標と達成手段に記載を頂くことで、それに係る旅費や出展料は補助対象となります。ただし、本事業に100%資するもので特定の顧客に説明する場合に限り対象になり、貴社の本事業以外の宣伝等を目的にした出展や不特定多数に対するノベルティの配布やWebやT.V等のCM費用等は対象外になります。なお、その成果については、実績報告書等に記載いただく必要もございます。
研究のために農場を借りる費用は補助対象となりますか。	事業実施場所としてその農場が必要であれば対象になると思います。ただし、費用計上等については採択後に改めて確認いたします。
公募要領別紙2「IV. 経理処理について」で基本支払いベースだが「会社の経理上等の都合により、検収ベースで計上したい場合はその限りではありません。」と記載ありますが、経理処理効率上検収ベースとする、というような理由で認められるのでしょうか？	詳細を確認させていただきますので、採択後にNEDO担当者にご相談ください。
補助金は立替払いというご説明でしたが、費用支出後に、なんらかの理由によって補助が認められず、補助金が支払われない可能性もあるのでしょうか？どのような場合が該当するのか、明確にしていただくことは可能でしょうか。（数億円という金額が支払われないとなると経営上のリスクとなるため）	補助金が支払われない可能性が絶対ないとは言えません。費用計上が認められるかどうかは、NEDO事業に専用で使用するかどうかの観点で判断されます。また、実施計画書に必要性がわかるように記載いただくこと、及び実績報告書にその計上した費目を用いた結果を記載いただくことは必要となります。なお、採択後NEDOの担当者がつきますので、大型の機械装置購入などの情報については、NEDO担当者に購入前にご連絡いただけますと幸いです。これによりご懸念のリスクを減らすことができると思います。なお、1契約が200万円以上（消費税込）の場合は、相見積もりまたは選定理由書が必要になりますので、ご留意願います。
6. その他	
NEDOのフォームから提案書を提出とのことです、e-Radからの申請は必要ないのでしょうか。	不要です。
業務委託の人（外注）は、e-Radに登録する必要がありますか。	不要です。
共同研究先の研究員はe-Rad登録必要ですか？	不要です。
経理責任者と業務実施者に関しては、e-Radの登録は不要でよろしいですか。	不要です。
採択後、海外に拠点を移す場合の取り扱いについて教えてください。	事業実施中は日本の法人登記は必要です。拠点を移すのがどのようなケースなのかによって扱いが変わります。
出資入金をドルで受けた場合、送金日の為替レートで日本円換算するべきでしょうか。それともNEDOが決めた為替レートを利用すればいいですか。	資本に繰り入れられた時点の為替レートで日本円換算してください。
従事日誌は英語で提出しても良いですか。	英語で記載いただいたいて問題ありません。その他の言語の場合は和訳をお願いすることになります。
2次審査のプレゼンは英語でも大丈夫でしょうか。	いいえ、公募要領に記載の通り、提案書は日本語で作成し、経営者面談、プレゼン審査も日本語で行います。経営者が日本語以外の言語でプレゼンテーション審査、経営者面談を臨む場合は、日本語の通訳者の参加をお願い致します。

ご質問内容	回答
本事業において、収益納付はどのような取り扱いとなるのでしょうか。	交付規程第25条の定めに従い、事業期間終了後、補助事業者に相当の収益が生じたと認められる場合には、金額に応じて収益納付を命ずることができるものと規定しております。ただし、中小企業に該当する事業者で単体決算で赤字となる場合等については、当該年度の納付を免除することができるものとしております。収益納付の算定については、UPP事業又はGX_UPP事業の交付規程の様式20をご確認ください。また、ご不明な点はNEDOにご相談ください。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/ZZCA_100066.html https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/ZZCA_100067.html
主任研究員が大学教員と兼務でも問題ないでしょうか。	主任研究者は、「本事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う補助事業を遂行する際の責任者」と定義しております（公募要領P17（3）主任研究者について 参照）。大学教員と兼務している方が、上記の任務を補助事業期間中実施できるかどうか、ご検討ください。
共同事業相手から出してもらう予算計画の正確性や粒度について教えてください。	補助先であるスタートアップと同等でお願いしています。「情報項目_提案書様式_別紙2」において共同事業先の費用計上の細目は項目別明細表に記載いただきます。
共同開発者についても公表必須でしょうか。（サプライチェーン下流の大企業や装置メーカーの協力は得られるが、名前を公表されたくないと言われているためお聞きしています。）	公募時にNEDOに提出していただいた書類は外部には開示することはありません。可能な範囲で共同開発者についても記載ください。企業名などの記載があると、事業の蓋然性が高いと審査の際に判断されることがあります。なお、採択結果の公表時には、採択者企業名と提案事業名が公表されます。
知的財産の扱い（既に保有しているもの、今後保有するもの）はどうなるのでしょうか。	本事業は補助事業となりますので、本事業によって得られた知的財産権等の研究成果は補助先に帰属します。補助事業期間中または補助事業年度の終了後5年以内に補助事業に基づく発明等に関する産業財産権等を出願または取得した場合等については、「産業財産権等届出書」（様式第5）を提出していただきます（交付規程 第9条第1項十六号）。
採択された事業で実証期間中に売上を計上する事に対して制約はありますか。より具体的には、応募時点で補助事業外で開発された技術を使って売上を立てている場合に応募対象になりますか。また、事業期間中に実証を通じて作成した初期製品を事業期間中に販売した場合、「望まれる事業」資料にある様な「より大きな市場に展開していく」為の製品化の途中の段階であっても、事業終了を求められるという事でしょうか。	既存技術で売上を立てることを妨げるものではありません。また、補助事業期間中における支援事業の成果に伴う製品・サービスの販売により収入が生じる場合には、それのみを以て補助事業終了の判断が入る訳ではありませんので、事業期間中にそうした状況になるケースについては、事前にご相談ください。
申請時点では会社として赤字ですが、将来、申請事業以外の事業で黒字化した場合は収益納付の対象でしょうか。本事業のみであれば赤字を想定しています。	収益納付の対象になるのは、補助対象事業の成果としてあがった収益になりますので、補助対象事業で収益が上がらないのであれば収益納付の対象外になります。
特許のリストについて、リスト記載は海外出願含め全て網羅的に記載する必要がありますか。	参入障壁という意味も含め、貴社のビジネスをアピールできる特許を記載いただきたいと思います。
決算書における研究開発費とは、開示科目としての「研究開発費」として計上していることが必須でしょうか？ 具体的には研究開発員の給与を通常の従業員と同様に勘定科目で処理している場合です。	決算書の中でどういう形で計上されているかを見させて頂きます。記載されている内容に疑義がある場合や、要件上で難しい面が出てきた場合には、個別に連絡させて頂きますので、その際にご対応下さい。
【追加資料14】従業員への賃金引上げ指針の表明書について質問です。趣旨としては、前年度と比較して賃上げを実施する意思を表明するものは理解しておりますが、例えば本年に設立されたばかりの企業で、応募時点で雇用されている従業員がない場合、新たに従業員の雇用を増やすケースについても、資料の趣旨とは合致するものでしょうか。	本件は、前年度あるいは前年と比較して「平均給与等の賃上げが一定程度実施される事」を指しており、新たに従業員を雇用されたか否かというよりも「平均給与の賃上げ」に焦点をおいております。本年設立されたばかりですと(前年度の平均給与実績がないので)合致しにくいくと考えます。
機密、ノウハウ流出に関する質問です。 1. 審査委員や採択後の実施に関わる方に、競合や分野関連の方がいる時、それらの人に情報が漏れないように措置していただけますでしょうか？ 2. 提案の際に事業や技術の細かな内容やノウハウを書く方が良いと思いますが、質問1. に関してどの様な措置がとられるのでしょうか？ 3. NEDOの他の類似の事業の関連の会社に、内容が漏れないようにできますでしょうか？ 4. 他の類似事業の組織(企業等)との連携を求められることは無いでしょうか？ 5. AISTなど他の機関の研究開発との連携を求められることは無いでしょうか？	1.2. 機微な情報が漏れないよう措置しております。利害関係の方がいる場合は提案書に記載願頂ければ、それらの人に提案内容が漏れないように致します。又、審査を行う外部有識者に対しては、守秘義務を課したうえで委嘱しております。 3. NEDOの事業に採択されたあと、NEDOから公表する情報は、採択された事業者名、テーマ名になります。又、事業者の事業内容についても公表する機会もありますが、事業者にとって公開可能な範囲の情報をご提示いただくこととしております。 4.5. NEDOから連携を求める事はありません。
公募要領の「不合理な重複」について、他の補助金・補助金への応募も検討しています。併願・複数採択された場合に他を辞退することを前提・誓約しても、「不合理な重複」に該当してしまうのでしょうか。	併願することは問題はありません。複数採択の可能性もありますが、重複が無いようにする必要がありますので、完全に重複する場合はどちらかをご辞退いただされることになります。又、重複しない場合においても、労務費等経費上の重複が無いようにご留意頂く必要があります。
当社に複数の事業があり、その一つの事業について応募を考えております。その場合、応募対象ではない事業における収益が生じた場合、補助金の減額等されるのでしょうか？	減額されることはありません。

ご質問内容	回答
ビジネスにおいて、そのビジネスの粗利、利益率は開示はどの範囲で行う必要があるのでしょうか？	NEDOから開示を求める事はありません。
委託・共同事業先にも、大企業が入ることは不可なのでしょうか。	委託・共同事業先については、学術機関と事業会社の費用計上が認められており、事業会社の事業規模についての制限はありません。
企業とのジョイントベンチャーでの補助金の活用は可能でしょうか。	ジョイントベンチャーであることで応募を妨げることはありませんが、みなしだ企業ではないことなど、様々な応募要件を満たす必要がありますので、公募要領をご確認ください。
海外大学との共同事業費用は補助対象となりますか。	補助対象になります。ただし、NEDOの補助金執行のルールに基づいて証憑類のとりまとめが必要である等、海外の事業会社や大学は、その点の理解が難しい面もあると思いますのでご留意ください。成果の取り扱いにも留意して頂き、共同事業計画を立案して下さい。
海外拠点を置く100%子会社が実質、開発を担っています。関係会社への委託も補助対象になりますか。	応募者自身が主体となって事業を行っていることが大前提なので、その点を確認頂きご応募下さい。関係会社をどう定義するかによるので、個別に相談下さい。
海外技術実証を予定していますが、その登記の準備・調査費用も費用計上可能でしょうか？	会社の登記に必要な経費や会社の登記を目的とした調査費用については、補助事業に直接必要な経費とは認められませんので計上できません。なお、駐在員事務所等については、当該事務所にて事業開発活動を実施する場合は、事業実施場所に登録することで賃料等については計上が可能となります。詳細については採択後にNEDOの担当者にご相談ください。
海外技術実証の際の、日本からの渡航費用、現地での機材やサンプルの調達は対象となりますか。	対象となります。なお、海外での支出については、原則として補助対象費用の1/2を超過しないようにご留意ください。渡航費用などの旅費については、事業者の旅費規定を確認したうえで計上が認められます。
オフィスや工場などの移転・引っ越しの費用は計上可能でしょうか。	本事業専用の設備や装置・機器の運送費については計上可能です。本事業以外の用途でも使用する汎用の装置やオフィス机やPC等の運送費は計上できません。その他詳細は移転する際にNEDO担当者にご相談ください。
旧式の製品や部品の廃棄費用は計上できますか。	本事業で製造したものについては廃棄費用の計上が可能です。
弁護士や技術的な専門領域での有識者からのアドバイス費用についての計上はできますか。	それぞれの有識者との契約内容等によりケースバイケースでの判断が必要になりますので、NEDO担当者にご相談ください。